

第4章 事業者見解書の作成、送付等

第1 景観配慮書の記載事項の検討等

**条例**

(景観配慮書の記載事項の検討等)

第十条 事業者は、第八条第一項の意見が述べられたときはこれ（当該意見のほかに前条第三項の意見が述べられたときにあつてはこれら）を勘案して景観配慮書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第七条第一項第三号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小を除く。第十三条第一項第一号において同じ。） 規則で定める事項を知事に届け出ること。

二 第七条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 当該修正後の事業について、次条から第十六条までの規定による景観評価その他の手続を行うこと。

三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る景観評価を行うこと。

2 知事は、前項第一号の規定による届出があつたときは、当該届出に係る修正が軽微な修正その他の規則で定める修正（以下「軽微な修正等」という。）に該当するかどうかの判定を行い、その結果を事業者及び関係市町村長等に通知するものとする。

3 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、次の各号に掲げる当該通知の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第一項第一号の規定による届出に係る修正が軽微な修正等に該当しない旨の通知 第六条第一項及び第七条から第十六条までの規定による景観評価その他の手続を経ること。

二 第一項第一号の規定による届出に係る修正が軽微な修正等に該当する旨の通知 当該届出の内容を事業者見解書に記載すること。

**規則**

(条例第十条第一項第一号に規定する条例第七条第一項第三号に掲げる事項)

第十七条 条例第十条第一項第一号（条例第二十三条第一項においてその例による場合を含む。次条及び第十九条において同じ。）に規定する条例第七条第一項第三号に掲げる事項については、第十一条第一項の規定にかかわらず、対象事業の内容は、次に掲げる事項とする。

一 対象事業の種類

二 対象事業の実施に係る区域の位置

三 対象事業の規模

四 前三号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であつて、その修正により景観影響が変化することとなるもの

(条例第十条第一項第一号の規則で定める事項)

第十八条 条例第十条第一項第一号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所
- 二 対象事業の名称
- 三 修正の内容（修正に係る調査、予測及び評価の結果並びに景観の保全のための措置を含む。）
- 四 修正の理由

(条例第十条第一項第一号の規定による届出)

第十九条 事業者は、条例第十条第一項第一号の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(条例第十条第二項の規則で定める修正)

第二十条 条例第十条第二項（条例第二十三条第一項においてその例による場合を含む。）の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

- 一 軽微な修正（景観影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認められる修正以外の修正をいう。）
- 二 前号に掲げるもののほか、景観影響の程度を低減するものであることが明らかな修正

【解説】

1 景観配慮書の記載事項の検討

事業者は、景観配慮書に対する知事の意見書を受領したときは、その内容を勘案して景観配慮書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の（1）～（3）に掲げる修正の区分に応じ、当該（1）～（3）に定める措置をとらなければならない（条例第10条第1項）。

修正の区分	措置	備考
（1）対象事業の目的又は対象事業の内容（対象事業の種類、対象事業の実施に係る区域の位置、対象事業の規模その他対象事業の内容に関する事項であって、その修正により景観影響が変化することとなるものをいう。）の修正	事業内容等修正届出書（様式要領第5号様式）を知事に提出すること。	条例第10条第1項第1号
（2）事業者の氏名若しくは住所、対象事業の名称又は景観評価の委託先の氏名若しくは住所の修正	氏名等変更届出書（様式要領第11号様式）を知事に提出するとともに、当該修正後の内容を反映した事業者見解書	条例第10条第1項第2号及び第20条第1

	を作成し、これを知事に送付すること。	項
(3) 地域特性として把握された自然的条件若しくは社会的条件、調査・予測・評価の手法若しくは結果又は景観保全措置の修正	技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る景観評価を行うこと。	条例第10条第1項第3号

## 2 事業内容等修正届出書の提出

上記1の表(1)による事業内容等修正届出書の提出は、次により行う。

- (1) 対象事業の内容を修正した場合において、景観影響についての調査、予測若しくは評価又は景観保全措置の修正を行ったときは、景観影響についての調査、予測若しくは評価又は景観保全措置に係る修正の内容に関する説明用の資料(修正に係る部分について対象事業に係る景観評価の結果をまとめた図書)を添付すること。

- (2) 送付部数は、次のとおりとすること。

ア 事業内容等修正届出書: 8部に「景観影響を受ける範囲であると認められる地域」を管轄する市町村の数に相当する部数を加えた部数

イ 上記(1)の説明用の資料: 事業内容等修正届出書の提出部数と同じ部数

- (3) 事業内容等修正届出書の提出は、受付窓口である山梨県県民生活部世界遺産富士山課に持参する方法によること。

## 3 「軽微な修正等」に係る判定と事業者の措置

事業者は、事業内容等修正届出書による届出に係る修正が「軽微な修正等」に該当すると判定されなかったときにあつては景観配慮の手続をはじめからやり直し、当該修正が「軽微な修正等」に該当すると判定されたときにあつては当該届出の内容を事業者見解書に記載することとなる(条例第10条第3項)。

## 第2 事業者見解書の作成

### 条例

(事業者見解書の作成及び送付)

第十一条 事業者は、前条第一項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による景観評価を行った場合には当該景観評価及び景観配慮書に係る景観評価の結果に、同号の規定による景観評価を行わなかった場合には景観配慮書に係る景観評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した事業者見解書を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

- 一 第七条第一項各号に掲げる事項
- 二 第八条第一項の知事の意見
- 三 事業者が第九条第一項に規定する説明をした場合には、その内容
- 四 第九条第三項の知事の意見がある場合には、その意見
- 五 第二号及び前号の意見についての事業者の見解

2～4 略

### 規則

(事業者見解書の作成)

第二十一条 事業者は、事業者見解書に条例第十一条第一項第一号（条例第二十三条第一項においてその例による場合を含む。）に掲げる事項のうち条例第七条第一項第六号ロに掲げる事項を記載するに当たっては、第十一条第五項に規定する事項のほか、当該景観の保全のための措置と当該措置に対する代替案との比較検討の結果を明らかにしなければならない。

- 2 事業者は、事業者見解書に条例第十一条第一項第五号（条例第二十三条第一項においてその例による場合を含む。）に掲げる事項を記載するに当たっては、意見の項目ごとに見解を明らかにしなければならない。
- 3 事業者は、景観配慮書に記載されている事項を修正して条例第十一条第一項（条例第二十三条第一項においてその例による場合を含む。）の規定により事業者見解書を作成するときは、当該修正の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

### 【解説】

- 1 事業者見解書は、事業者が行おうとしている景観保全措置の内容が適切であるかどうかについて知事の意見を聴くことを主たる目的とするものであるため、事業者において、当該景観保全措置の内容が実行可能な範囲内でベストを尽くしたものとなっているかについての評価を記載することが望まれる。
- 2 事業者見解書の作成に当たっては、次の点に留意する。
  - (1) 事業者見解書は、原則として本編及びそれを補足する資料編とすること。
  - (2) 事業者見解書（本編）は、必要な内容を簡潔に記述すること。
  - (3) 事業者見解書（本編）は、できる限り平易な表現に努め、図表等を用い、理解しやすい内容とすること。

- (4) 事業者見解書（本編）の作成に当たり利用した既存文献等については、出典等を明らかにすること。
- (5) 事業者見解書（本編）には、景観配慮書等に対する知事の意見書の内容及びこれに対する事業者の見解を記載すること。
- (6) 事業者見解書（本編）には、景観保全措置の検討が必要とされる場合にあっては、当該措置に対する代替案との比較検討の結果を明らかにすること。
- (7) 景観配慮書に記載されている事項を修正して事業者見解書を作成するときは、当該修正の内容を明らかにできるように整理すること。
- (8) 景観配慮書の構成例については、次のとおりである。

#### 事業者見解書の構成例

##### 事業者見解書

###### 第1章 事業者の氏名及び住所

- 1 事業者の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地

###### 第2章 対象事業の名称

###### 第3章 対象事業の目的及び内容（事業特性）

###### 第1節 対象事業の目的

###### 第2節 対象事業の内容

- 1 対象事業の種類
- 2 対象事業の実施に係る区域の位置
- 3 対象事業の規模
- 4 対象事業の内容に関するその他の事項

###### 第4章 対象事業の実施に係る区域及びその周囲の概況（地域特性）

###### 第1節 自然的状況

- 1 景観の状況
- 2 地形の状況
- 3 植生の状況
- 4 その他の事項

###### 第2節 社会的状況

- 1 土地利用の状況
- 2 交通の状況
- 3 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況
- 4 景観の保全を目的として法令又は行政指導により指定された地域及び当該地域に係る規制の内容
- 5 その他の事項

###### 第5章 調査、予測及び評価の手法並びに景観評価の結果

###### 第1節 景観影響の要因

###### 第2節 景観影響の調査

- 1 調査の手法
- 2 調査の結果
- 第3節 景観影響の予測
  - 1 予測の手法
  - 2 予測の結果
- 第4節 景観保全措置の検討
  - 1 景観保全措置の対象
  - 2 景観保全措置の目標
  - 3 対象事業を検討する段階で行った景観保全措置の検討の内容
  - 4 景観配慮書の送付後に行った景観保全措置の検討の内容
- 第5節 景観影響の評価
  - 1 評価の手法
  - 2 評価の結果
- 第6章 景観配慮書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解
- 第7章 景観配慮書の記載事項の修正の内容及びその理由
- 第8章 景観評価の委託先の氏名及び住所

附属資料（別冊可）

- 第1章 事業計画（事業計画の諸元等）
- 第2章 フォトモンタージュ（現況写真・合成写真）（現況・将来）各 A3 判

## 第3 事業者見解書の送付

## 条例

(事業者見解書の作成及び送付)

## 第十一条 略

- 2 事業者は、事業者見解書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事にこれを送付しなければならない。
- 3 前項の規定による送付は、次に掲げる日のうちいずれか早い日の六十日前までに行うものとする。
  - 一 対象事業に係る行為が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二百五条第一項の規定による許可を要するものである場合には、当該許可の申請をしようとする日
  - 二 対象事業に係る行為が森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の規定による許可を要するものである場合には、当該許可の申請をしようとする日
  - 三 対象事業に係る行為が自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十条第二項の規定による協議の申出、同条第三項の規定による認可の申請、同条第六項の規定による協議の申出若しくは認可の申請、同法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定による許可の申請又は同法第三十三条第一項の届出を要するものである場合には、これらの規定による手続のいずれかをしようとする日
  - 四 対象事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第三項の第二種事業（同法第三条の十第一項後段の規定による通知がされたものを除く。）に該当するものである場合には、同法第四条第一項の規定による届出（同条第六項の規定により判定を受けることなく同法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる事業にあっては、同項後段の規定による通知又は書面の作成。第二十五条第一項及び附則第二項第四号において同じ。）をしようとする日
  - 五 対象事業が、山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）第二条第三項の第二分類事業である場合にあっては同条例第七条第三項の規定による送付を、同条例第二条第四項の第三分類事業に該当するものである場合にあっては同条例第六条第一項の規定による届出（同条第六項の規定により判定を受けることなく同条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる事業にあっては、同項後段の規定による通知。第二十五条第一項及び附則第二項第五号において同じ。）をしようとする日
  - 六 対象事業に係る行為が景観法（平成十六年法律第十号）第十六条第一項の規定による届出を要するものである場合には、当該届出をしようとする日
  - 七 前各号に掲げる日のほか、法令の規定による手続で規則で定めるものをしようとする日
- 4 前項の規定は、事業者が、次条第五項の規定による通知を受け、又は第十三条第五項の規定による送付若しくは通知を行った後に、前項各号に規定する手続をすることを妨げない。

## 規則

(条例第十一条第三項第七号の規則で定めるもの)

第二十三条 条例第十一条第三項第七号(条例第二十三条第一項においてその例による場合を含む。)の規則で定める手続は、次に掲げるものとする。

- 一 対象事業に係る行為が山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第三十五条第一項の規定による許可を要するものである場合における当該許可の申請
- 二 対象事業に係る行為が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による許可又は協議を要するものである場合における当該許可の申請又は当該協議の申出
- 三 対象事業に係る行為が山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例(昭和四十八年山梨県条例第四十号)第四条第一項の規定による協議を要するものである場合における当該協議の申出
- 四 対象事業に係る行為が富士吉田市富士山世界遺産条例(平成二十年富士吉田市条例第三十九号)第八条第一項の規定による届出を要するものである場合における当該届出

【解説】

1 事業者見解書の送付

事業者見解書の送付は、次により行うこと。

- (1) 事業者見解書送付書(様式要領第6号様式)に添付すること。
- (2) 紙に印刷された事業者見解書を送付するほか、「事業者見解書に記載された事項を記録した電磁的記録媒体」を併せて送付すること(電磁的記録媒体の送付については、第3章第2(2)を参照すること。)
- (3) 送付部数は、次のとおりとすること。
  - ア 事業者見解書送付書(添付図面を含む。)：1部
  - イ 事業者見解書：8部に「景観影響を受ける範囲であると認められる地域」を管轄する市町村の数に相当する部数を加えた部数
  - ウ 事業者見解書に記載された事項を記録した電子媒体：1部
- (4) 事業者見解書の送付は、受付窓口である山梨県県民生活部世界遺産富士山課に持参する方法によること。

2 事業者見解書の送付期限

- (1) 事業者見解書は、次に掲げる日のうちいずれか早い日の60日前までに知事に送付すること。
  - ア 対象事業に係る行為が文化財保護法第125条第1項の規定による許可を要するものである場合には、当該許可の申請をしようとする日
  - イ 対象事業に係る行為が森林法第10条の2第1項の規定による許可を要するものである場合には、当該許可の申請をしようとする日
  - ウ 対象事業に係る行為が自然公園法第10条第2項の規定による協議の申出、同条第3項の規定による認可の申請、同条第6項の規定による協議の申出若しくは認可



の申請、同法第20条第3項若しくは第21条第三項の規定による許可の申請又は同法第33条第1項の届出を要するものである場合には、これらの規定による手続のいずれかをしようとする日

エ 対象事業が環境影響評価法第2条第3項の第二種事業（同法第3条の10第1項後段の規定による通知がされたものを除く。）に該当するものである場合には、同法第四条第一項の規定による届出（同条第6項の規定により判定を受けることなく同法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる事業にあつては、同項後段の規定による通知又は書面の作成。第25条第一項及び附則第2項第4号において同じ。）をしようとする日

オ 対象事業が、山梨県環境影響評価条例第2条第3項の第二分類事業である場合にあっては同条例第7条第3項の規定による送付を、同条例第2条第4項の第三分類事業に該当するものである場合にあっては同条例第6条第1項の規定による届出（同条第6項の規定により判定を受けることなく同条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる事業にあつては、同項後段の規定による通知。第25条第1項及び附則第2項第5号において同じ。）をしようとする日

カ 対象事業に係る行為が景観法第16条第1項の規定による届出を要するものである場合には、当該届出をしようとする日

キ アからカまでに掲げる日のほか、次の（ア）から（エ）までのいずれかの手続をしようとする日

（ア）対象事業に係る行為が山梨県文化財保護条例第35条第1項の規定による許可を要するものである場合における当該許可の申請

（イ）対象事業に係る行為が都市計画法第58条第1項の規定に基づく条例の規定による許可又は協議を要するものである場合における当該許可の申請又は当該協議の申出

（ウ）対象事業に係る行為が山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第4条第1項の規定による協議を要するものである場合における当該協議の申出

（エ）対象事業に係る行為が富士吉田市富士山世界遺産条例第8条第1項の規定による届出を要するものである場合における当該届出

（2）事業者は、次のいずれかに該当する場合には、事業者見解書を送付した日の翌日から起算して60日を経過しなくても、上記（1）アからキまでの法令に基づく手続を行うことができる。

ア 事業者が事業者見解書について景観保全の見地からの意見を述べる必要がない旨の通知を知事から受けた場合

イ 事業者が知事に補正後の事業者見解書を送付した場合

ウ 事業者が知事に事業者見解書の補正を必要としない旨及びその理由の通知をした場合

第4 事業者見解書の再検討及び補正

**条例**

(事業者見解書の再検討及び補正)

第十三条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれ（当該意見のほかに同条第四項において準用する第九条第三項の意見が述べられたときにあってはこれら）を勘案して、事業者見解書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第七条第一項第三号に掲げる事項の修正 規則で定める事項を知事に届け出ること。
  - 二 第七条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第十一条第一項第二号から第五号までに掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 事業者見解書について所要の補正をすること。
  - 三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る景観評価を行うこと。
- 2 知事は、前項第一号の規定による届出があったときは、当該届出に係る修正が軽微な修正等に該当するかどうかの判定を行い、その結果を事業者及び関係市町村長等に通知するものとする。
- 3 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、次の各号に掲げる当該通知の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。
- 一 第一項第一号の規定による届出に係る修正が軽微な修正等に該当しない旨の通知 第六条第一項及び第七条から第十六条までの規定による景観評価その他の手続を経ること。
  - 二 第一項第一号の規定による届出に係る修正が軽微な修正等に該当する旨の通知 事業者見解書について所要の補正をすること。
- 4 事業者は、第一項第三号の規定による景観評価を行った場合には、当該景観評価及び事業者見解書に係る景観評価の結果に基づき、規則で定めるところにより、事業者見解書の補正をしなければならない。
- 5 事業者は、第一項第一号に該当する場合を除き、同項第二号、第三項第二号又は前項の規定による補正後の事業者見解書の送付（補正を必要としないと認めるときは、その旨及びその理由の通知）を知事に対してしなければならない。
- 6 知事は、前項の規定による送付又は通知を受けたときは、その写しを関係市町村長等に送付するものとする。

**規則**

(事業者見解書の補正)

第二十六条 事業者は、条例第十三条第一項第二号（条例第二十三条第一項においてその例による場合を含む。）、第三項第二号（条例第二十三条第一項においてその例による場合を含む。）又は第四項（条例第二十三条第一項においてその例による場合を含む。）の

規定により事業者見解書の補正をするときは、当該補正の内容を明らかにできるように整理しなければならない。

(補正後の事業者見解書の送付等)

第二十七条 事業者は、条例第十三条第五項（条例第二十三条第一項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定による送付をする場合においては、補正後の事業者見解書を次に掲げる事項を記載した送付書に添付するとともに、併せて当該補正後の事業者見解書に記載された事項を記録した電磁的記録媒体を送付しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 対象事業の名称
- 三 対象事業の種類及び規模
- 四 対象事業の実施に係る区域の位置
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(事業者見解書の補正を要しないと認める旨及びその理由の通知)

第二十八条 事業者は、条例第十三条第五項の規定による通知をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した通知書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 対象事業の名称
- 三 対象事業の種類及び規模
- 四 対象事業の実施に係る区域の位置
- 五 補正を必要としないと認める理由
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

【解説】

1 事業者見解書の記載事項の検討

事業者は、事業者見解書に対する知事の意見書を受領したときは、その内容を勘案して景観配慮書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の（１）～（３）に掲げる修正の区分に応じ、当該（１）～（３）に定める措置をとらなければならない。

修正の区分	措置	備考
(1) 対象事業の目的又は対象事業の内容(対象事業の種類、対象事業の実施に係る区域の位置、対象事業の規模その他対象事業の内容に関する事項であって、その修正により景観影響が変化することとなるものをいう。)の修正	事業内容等修正届出書(様式要領第5号様式)を知事に提出すること。	条例第12条第1項第1号
(2) 事業者の氏名若しくは住所、対象事業の名称、景観評価の委託先の氏名若しくは	氏名等変更届出書(様式要領第11号様式)を知事に提出	条例第13条第1項第

は住所、景観配慮者の記載事項に関する事業者の説明の内容又は景観配慮書等に対する知事意見及びこれに対する事業者の見解	するとともに、事業者見解書について所要の補正すること。	2号及び第20条第1項
(3) 地域特性として把握された自然的条件若しくは社会的条件、調査・予測・評価の手法若しくは結果又は景観保全措置	技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る景観評価を行うこと。	条例第13条第1項第3号

2 事業内容等修正届出書の提出

上記1の表(1)による事業内容等修正届出書の提出は、第1の2に記載するところにより行う。

3 「軽微な修正等」に係る判定と事業者の措置

第1の3の記述を参照すること。

4 補正後の事業者見解書の送付

補正後の事業者見解書の送付は、次により行う。

(1) 補正後の事業者見解書送付書(様式要領第7号様式)に添付すること。

(2) 紙に印刷された事業者見解書を送付するほか、「補正後の事業者見解書に記載された事項を記録した電磁的記録媒体」を併せて送付すること(電磁的記録媒体の送付については、第2章第2解説(2)を参照すること)。

(3) 送付部数は、次のとおりとすること。

ア 事業者見解書送付書(添付図面を含む)：1部

イ 事業者見解書：8部に「景観影響を受ける範囲であると認められる地域」を管轄する市町村の数に相当する部数を加えた部数

ウ 事業者見解書に記載された事項を記録した電子媒体：1部

(4) 事業者見解書の送付は、受付窓口である山梨県県民生活部世界遺産富士山課に持参する方法によること。

5 事業者見解書補正不要通知書の提出

上記1から4までは、事業者が事業者見解書に対する知事の意見書を勘案し事業者見解書の記載事項の修正を必要とすると認めたときの措置に関する記述である。事業者が修正を必要としないと認めるときは、その旨及びその理由を事業者見解書補正不要通知書(様式要領第8号様式)により知事に通知することとなる。